

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会  
第2回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

**日時**

令和7年10月9日（木）13：25～15：03

**場所**

松山若草合同庁舎共用大会議室  
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

**出席者**

公益代表委員

武井部会長、五領田部会長代理

労働者代表委員

白石委員、田中委員、吉川委員

使用者側委員

井上委員、河野委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

**議題**

- 1 開 会
- 2 資料説明
- 3 金額審議
- 4 その他
- 5 閉 会

**議事**

○賃金室長

皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、公益の井上委員と使用者代表の金田委員が御欠席ですが、7名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、武井部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○武井部会長

部会長の武井でございます。円滑な審議につき、御協力をお願い申し上げます。

ただ今から、第2回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は金額審議を行いますので、第1回合同専門部会で決定しましたように、会議は非公開とします。

議事に入る前に、公益委員からお願ひがございます。

第1回合同専門部会で本審の会長からありました、確認事項について申し上げます。

特定最賃の審議におきましては、労使のイニシアティブにより、労使の歩み寄りによる合意、または採決での全会一致で結論が得られますよう、御協力をお願ひします。

審議は、「改正の必要性有り」との本審の答申を前提としていますので、現行の金額から1円以上引き上げるとともに、地域別最低賃金額を1円以上、上回る必要があります。

愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのまま影響するものではないということにも御留意願います。

各産業の実態がわかるような具体的な資料がございましたら、お示しいただくとともに、労使の御主張につきましては、聞き間違えや記録誤りを防ぐため、意見、考え方について、主要な部分だけでも結構ですので、公益委員と事務局へ書面で提出いただきますようお願ひします。

なお、はん用機械の特定最低賃金は労働協約ケースとなっており、複数の金額の異なる労働協約によって申し出がなされたときには、労働協約の中で最も低い賃金額が共通の協約額となり、最下限の協約額が金額審議における事実上の上限となります。事務局に確認いただいたところ、今年度は、1時間1,120円になりますので、御留意ください。

ただいま申し上げました点につきまして、御理解と御協力をお願ひいたします。

それでは、議事項番2「資料説明」に入ります。

事務局からお願ひします。

## ○賃金室長

資料1ページの資料No.1を御覧ください。委員名簿になります。御確認ください。

以降の説明では、業種を「はん用機械製造業」と略称で説明します。

3ページの資料No.2を御覧ください。

時間額、引上額、引上げ率に加え、未満率と影響率の年次別推移表となっております。

5ページは、時間額と引上げ率の推移に関するグラフとなっています。

折れ線グラフは、赤色がはん用機械製造業の最低賃金で、青色が地域別最低賃金です。

棒グラフは、左側がはん用機械製造業の最低賃金の引上げ率で、右側が地域別最低賃金の引上げ率になります。

7ページの資料No.3を御覧ください。愛媛県はん用機械製造業最低賃金の適用範囲を示したものになります。

9ページの資料No.4を御覧ください。令和7年度最低賃金基礎調査結果で、愛媛県最低賃金及び各特定最低賃金の改正決定の審議に必要な調査結果を取り纏めたものです。

11 ページを御覧ください。

(1) 特性値の推移について、過去 5 年間の調査結果を示しております。

表の左に「中位数」、「第 1・4 分位数」、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者を賃金額の順に並べ、低い方から数えてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表しております。

「第 1・4 分位数」は低いほうから 25% に位置する労働者の賃金額、

「第 1・10 分位数」は低いほうから 10% に位置する労働者の賃金額、

「第 1・20 分位数」は低いほうから 5% に位置する労働者の賃金額をそれぞれ示しており、25% 値、10% 値、5% 値とも言います。

(2) は、第 1・20 分位数と最低賃金額との差、(3) は、未満率と影響率、(4) は、特定最低賃金と地域別最低賃金に対する「優位率」の推移となっています。

13 ページを御覧ください。はん用機械器具製造業の総括表となっています。

「中位数」、「第 1・4 分位数」、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」をそれぞれ色付けして示しています。

13 ページから 17 ページの総括表の(1)は規模別と男女別、19 ページから 23 ページの(2)は年齢区分別で取りまとめています。

25 ページを御覧ください。はん用機械器具製造業の「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係」です。最低賃金額の引き上げ額ごとに影響を受ける労働者数を表したものになります。例えば、25 ページの表の項番 31 で、最賃額を 31 円引上げて 1,080 円とすると、6.23%、309 名の労働者に影響が出てくることになります。

29 ページ以降の資料 No.5 と資料 No.6 は、日本銀行松山支店と愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料で、資料 No.5 は、企業短期経済観測調査結果の概要 2025 年 9 月分となります。

30 ページには、業況判断が記載されています。「良い」から「悪い」を減じた数値が、パーセントポイントで示されており、マイナスは黒三角▲で示されています。愛媛県の業種別状況をまとめた表を見ていただきますと、前回調査対象の 2025 年 6 月調査の「最近」と比べて、2025 年 9 月調査の「最近」は、製造業で 1 ポイント改善ですが、製造業のはん用・生産用・業務用機械では 33 ポイント悪化となっています。

2025 年 9 月調査の先行きは、製造業では 7 ポイント悪化、はん用・生産用・業務用機械では 0 ポイントとなっております。

37 ページの資料 No.6 は、令和 7 年 10 月 1 日に愛媛労働局が発表した管内の雇用失業情勢で、令和 7 年 8 月としてハローワークにおける求人倍率等の指標となっております。最新の数値である令和 6 年 8 月の有効求人倍率は 1.45 倍と前月と同水準となっており、全国の 1.20 倍を上回っています。

39 ページの「II 雇用失業情勢判断」を見ると、求人が求職を上回って推移しており、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

事務局からの資料説明は以上です。

○武井部会長

ただ今の説明について、何か御質問等があればお願ひします。

(質問等なし)

○武井部会長

それでは、続いて議事項番3「金額審議」に入ります。

金額の審議方法について、事務局から説明をお願いします。

○労働基準部長

まず、昨年からの変更点を申し上げます。

例年は金額審議に入るとすぐに、「公・労」、「公・使」に分かれての二者協議を行っておりましたが、本年からは、労使双方の基本的な主張については、三者が揃う場所で行っていただきます。公益委員と事務局にそれぞれ書面の提出をお願いしておりますが、具体的な金額や算出の根拠以外の基本的な考え方、相手方にそのまま伝えて差し支えない部分を御主張いただきます。

これは、基本的な考え方を直接相手方に伝えていただくことで、これまで以上にしっかりと労使間の意思疎通を図り、労使のイニシアティブを発揮いただくことで、全会一致での結論を目指していただくためですので、御理解、御協力いただければと思います。

その後、各側に分かれての協議、具体的な金額審議に入りますが、労・使の委員の皆様は、それぞれ別室に移動して御協議いただきます。

協議が終わりましたら、こちらに戻っていただき、「公・労」、「公・使」、それぞれ二者間での協議で、金額提示とその根拠を御説明いただきます。

そして、それを交互に相手側に伝えながら、労使の意見の一致に至るまで、公労、公使協議を繰り返し行っています。

予定の審議日程の中で、どうしても合意に至らない場合は、公益委員で協議し、双方の賛成を得られるように公益案の調整を行い、採決での全会一致を目指します。

それでもなお、いずれか一方の賛成が得られない場合には、公益案の採決を行うこととなります。

説明は以上です。

○武井部会長

ただ今事務局から説明がありましたとおり、基本的な主張を三者が揃う場で、金額提示からは、各側に分かれて検討いただいた結果を公益との二者間でやり取りするという形で進めてまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○武井部会長

ありがとうございます。

それでは早速ですが、労働者側委員から金額審議にあたっての基本的な主張の部分の説明について、20分を目安にお願いしたいと思います。

○白石委員

まず、はん用機械器具製造業は、県内の主要産業であり、県内の賃金実情に与える影響は大きいものと考えています。特定最低賃金の改正は、最低賃金法が規定する公正な競争の確保に資することになると考えられ、適切な人への投資を行い、産業の健全な発展を促すことが出来ると考えております。

また、特定最低賃金の引き上げは、地域産業の魅力を高め、担い手の人材を企業が獲得する手助けにもなり、その産業で働く未組織労働者を含めた賃金水準の下支えに繋がると思います。

今次の春闘の大幅な賃上げが実施されている中で、団体交渉の補完機能として賃金の底上げを図るためにも特定最低賃金の引き上げは重要であり、労働組合のない企業であっても、その賃金水準を維持することが出来ると考えています。

企業内最低賃金については、現場力の維持・強化、優秀な人材の確保・定着、それによる産業・企業の発展強化の観点等を踏まえた賃金水準の引き上げに取り組み、今年の最も低い労働協約の金額は、1時間1,120円となりました。

人手不足ということがずっと言われており、中小企業の製造業における求人倍率はかなり大きな倍率となっております。地場の中堅・中小企業を支えるための人材が確保できなければ、人員構成のゆがみが生じ、技術・技能の伝承に支障をきたすことになると考えております。

特定最低賃金は、基幹的労働者の最低賃金を決める基礎にもなりますし、産業の公正な競争を確保する観点からも、生産年齢人口が減少するなかで、製造業は採用難や人材流出といったことが、大きな課題になっています。製造業の雇用の入り口となる賃金を底上げしなければ、現場の仕事に若い方が意欲をもって就職していただけないと考え、働きに見合った賃金に引き上げていく必要はあろうかと思います。

基幹的労働者を対象とした賃金を考えると、我々労働組合がある企業は、新規高卒労働者の賃金水準を高めていこうと努力しております。将来の人材確保というところは、繰り返しますが重要な課題で、その課題解決に向けて労働条件向上を含めた産業の魅力を前面に打ち出すための取り組みが急務となっています。

特定最低賃金が無ければ、入り口の賃金が地域別最低賃金と同じになってしまった時に、ものづくりの技能を有する基幹的労働者の賃金が、学生アルバイトを含んだ全労働者に適用される賃金と同じでいいのか、働く者のプライドとしては、地域別最低賃金に巻き込まれたという、受け止めになります。今は地域別最低賃金も上がっていますが、それと同じでいいという訳では決してありません。我々の産業を高めていくためには、やはり地域別最低賃金よりも高い賃金、やっている仕事に対してふさわしい賃金が必要

だと思っています。産業の維持発展のためには、それ相応の賃金が必要だと思います。

はん用機械器具製造業は愛媛県だけではなく、様々な地域で特定最低賃金があり、四国の中でも愛媛県は特定最低賃金の金額が特別高いわけではないので、他県との地域間格差はありますが、愛媛県のはん用機械器具製造業における賃金の影響力というのは、それ相応にあるということを踏まえて、金額審議に臨んでいきたいと思います。

以上です。

#### ○武井部会長

ありがとうございます。

続いて、使用者側委員から、金額審議にあたっての基本的な主張部分の説明について、20分を目安にお願いします。

#### ○井上委員

資料の業況判断のところにありますように、日本銀行が調査した企業短期経済観測調査において、はん用・生産用・業務用機械の業況については、今後見通しが悪いということが示されています。燃料費、原材料費とあらゆるもののが値上がりし、かなり中小企業の経営を圧迫しております。

物価が上がっているので、給料も上げるということは理解できますが、実際、企業においては、人件費を上げれば、かなり負担が増えることになります。

今回、愛媛県最低賃金はかなり引き上がりますが、同じように特定最低賃金を引き上げることをすれば、実際に引上げについてこられる企業と、ついてこられない企業が出てくると思います。賃金を引き上げて人を呼び込むという意見があることは承知していますが、実際に、それが負担で事業を廃業する中小企業が結構出てくる問題があるかと思います。

以上です。

#### ○武井部会長

ありがとうございます。

労使各側の御主張に関しての質問は、この後の二者間協議の中で行うこととします。それでは、二者間に分かれての具体的な金額提示に入りたいと思います。

(以降具体的な金額審議)

#### ○労働者側（1回目）

先ほどの主張を踏まえ、現在適用されている労働協約の最低金額が1,120円であることから、この金額を下回ることは考えられないとして、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業特定最低賃金から71円引き上げた1,120円（引上げ率6.77%）を提示した。

## ○使用者側（1回目）

先ほどの主張を踏まえ、賃上げは否定しないが、そのペースが早過ぎると追い付けない企業が出て困るという統計資料が存在する。労使とも厳しい状況ではあるが、従業員の生活の保護を最優先と考え、今年度中の今後の物価上昇分を上回る賃上げとして前年比4%アップは必要と考え、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業特定最低賃金から42円引き上げた1,091円（引上げ率4.00%）を提示した。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向かって歩み寄りを促す。）

## ○労働者側（2回目）

結審に向けて歩み寄るとして、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業特定最低賃金から69円引き上げた1,118円（引上げ率6.58%）を提示した。

## ○使用者側（2回目）

結審に向けて歩み寄るとして、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業特定最低賃金から51円引き上げた1,100円（引上げ率4.86%）を提示した。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

## ○武井部会長

それでは全体会議に戻ります。

本日は第2回目までの金額提示を行っていただきました。提示額は、

労側 時間額 1,118円、引上げ額 69円、引上げ率 6.58%

使側 時間額 1,100円、引上げ額 51円、引上げ率 4.86%

でした。

労使の合意に至らなかつたため、今回の結果をお持ち帰りいただきて、次回に臨んでいただきたいと思います。

次回の第3回では、労働者側委員から金額提示をお願いします。

また、次回は、労使の合意による結論が得られますよう、さらなる歩み寄りをお願いいたします。

続いて議事項番4「その他」に入ります。

事務局の方から次回の日程等お知らせがあります。

## ○賃金室長

次回第3回専門部会は、10月20日（水）午後3時00分から、松山若草合同庁舎7階の共用会議室で開催します。

事務局からは以上でございます。

○武井部会長

他になければ、以上をもちまして第2回専門部会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。